

一般社団法人日本獣医がん学会
寄付金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本獣医がん学会（以下、本学会という）が受領する寄付金の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(受入)

第2条 本学会は、定款第3条（目的）に掲げる目的に適う寄付金を受け入れるものとする。

2 次の各号に掲げる条件の付された寄付金は受け入れることができないものとする。

- (1) 寄付者に対して寄付の対価として何らかの利益又は便宜を供与すること。
- (2) 研究の成果として得られた知的財産権および特許権等これらに準ずる権利を寄付者に譲渡すること。
- (3) 寄付により取得した財産を無償で寄付者に譲与すること。
- (4) 寄付を受け入れることにより法人に著しく財政負担が伴うこと。
- (5) 寄付者が寄付の経理について監査を行うこと。
- (6) 寄付申込後、寄付者がその意思により寄付金等の全部又は一部を取り消すことができること。
- (7) 寄付された寄付金等を寄付者に無償で譲渡又は使用させること。
- (8) 反社会勢力に関わる寄付金及び本学会と契約実績がある業者又はその関係者であって、寄付を受け入れることにより本学会が公正さに関して誤解を受ける恐れがあるもの。
- (9) その他、法人運営上で支障があると代表理事が認める場合。

3 寄付金が下記各号に該当する場合もしくはその恐れがある場合には、当該寄付金の受領を辞退しなければならない。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17条に規定する者以外の個人又は団体がその寄付により、特別の利益を受ける場合
- (2) 寄付者がその寄付をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- (3) 寄付金の受け入れに起因して、この法人に著しく資金負担が生ずる場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、本学会の業務遂行上支障があると認められるもの及びこの法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(寄付金等の種類)

第3条 本学会が受け入れる寄付金等の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄付金 寄付者が用途を特定せずに寄付した寄付金
- (2) 指定寄付金 寄付者に用途を特定されて受領する寄付金及び広く一般社会に本学会が用途を特定して募金活動を行うことにより受領する寄付金

(寄付金等の申し込み)

第4条 本学会は、指定寄付金を募集するときは、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金用途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募集要項」という。）を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

第5条 寄付金等の申し込みの際には、本学会は寄付者より所定の寄付金申込書又はデジタルフォームの提出を受けるものとする。

(寄付金等の使途)

第6条 一般寄付金については、本学会が目的とする事業並びに管理費等に使用するが、その費用配分は、理事会において決定する。

2 指定寄付金については、その4分の3以上を寄付者が特定した使途に使用するが、残額は本学会の管理費等に使用することができるものとする。

(受領書等の送付)

第7条 本学会は、一般寄付金又は指定寄付金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書を希望する寄付者に送付するものとする。

2 前項の寄付金の受領書には、本学会の目的事業に関する寄付金である旨、寄付金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(募金に係る結果の報告)

第8条 本学会は、当該指定寄付金の募集期間終了後、本学会の決算には当該寄付金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄付金総額、使途予定、その他必要な事項を記載し寄付者に交付するものとする。ただし、本学会のホームページ上の公開に代えることができる。

(寄付金の返還等)

第9条 本学会が、受入れを行った寄付金は原則として返還は行わない。ただし、本学会が第2条2項各号又は同条3項各号に該当し、かつ、理事会が返還することを相当と決定した場合に限り、寄付者からの申し出に基づき寄付金を返還することができる。

2 寄付金の返還は下記各号の手順に沿って実施される。

(1) 本学会事務局は返還対象となった寄付について、返還に応じる旨の告知を行う。なお、電子媒体を用いた交付又は本学会のホームページ上の公開に代えることができる。

(2) 返還を希望する寄付者は前号の告知がなされた日から30日以内に事務局に対し、返還の申請を行う。

(3) 本学会事務局は、寄付者からの返還申請を審査し、返還が可能と判断できた申請について返還を実施する。なお、返還にかかる手数料・送料は寄付者の負担とする。金銭の返還は、手数料相当額を差し引いた金額の返還とし、金銭以外の物品又は財産権については、返還にかかる実費を寄付者が負担する。

3 前項の定めにかかわらず、次の各号に該当する場合は、寄付金返還は行わない。

(1) 返還対象となった寄付の寄付者が特定できない場合

(2) 前項(2)の期間を過ぎて返還の申請がなされた場合

(個人情報保護)

第10条 寄付者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(補則)

第11条 本規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第12条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て行う。

付則(施行期日)

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、2025年7月6日から施行する。